

大泉町・千代田町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 大泉町及び千代田町（以下「関係町」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、関係町における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、その実情に即した運送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、大泉町・千代田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を共同で設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適正な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のうち、旅客の利便を損なわず、かつ、運賃及び料金に変更を生じないものについては、協議の対象としない。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) 路線の変更を伴わないバス停留所の新設
- (4) 路線の変更を伴わないバス停留所の位置及び名称の変更
- (5) 災害等による緊急な路線の迂回等の変更

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 大泉町長又はその指名する者
- (2) 千代田町長又はその指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般社団法人群馬県バス協会の代表者
- (5) 一般社団法人群馬県タクシー協会の代表者
- (6) 住民の代表者
- (7) 関東運輸局群馬運輸支局長又はその指名する者

- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者又はその指名する者
- (10) 警察署長又はその指名する者
- (11) 学識経験を有する者その他交通会議の運営上必要と認められる者

2 委員は、交通会議の会議（以下「会議」という。）に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 関係町の長の協議により、委員のうちから選任する者
- (2) 副会長 会長が、委員のうちから指名する者

2 会長は、交通会議を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の運営）

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、前項の規定により会長が招集した委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、その会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開する。ただし、必要があると認められる場合、議長は会議に諮って非公開とすることができる。

（交通会議の庶務）

第7条 交通会議の庶務は、関係町の長の協議により定めた町の担当部署において処理するものとする。

（分科会）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に分科会を設置することができる。

できる。この場合において、会長は、事前に関係町の長と協議を経なければならない。

2 分科会は、関係町の一の町のみに関わる事項を協議するものとする。

(分科会の座長等)

第9条 分科会に座長を置き、座長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

2 分科会の委員は、第3条第1項に規定する者の中から座長が指名する者とする。

(分科会の決議)

第10条 分科会において協議が整った事項は、交通会議で決したものとみなす。

2 座長は、分科会において決した事項を会長に報告しなければならない。

(分科会の運営)

第11条 分科会の運営については、第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは「分科会の会議」と、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

(分科会の庶務)

第12条 分科会の庶務は、座長が指定する町の担当部署において処理するものとする。

(連絡・通報窓口)

第13条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、別表のとおり連絡・通報窓口を定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第14条 交通会議及び分科会において協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、関係町の協議が整った日から施行する。

(初会議の招集)

- 2 第6条第1項の規定に関わらず、この要綱の施行後最初の会議は、関係町の長が招集する。

附 則（平成27年10月5日）

この要綱は、関係町の協議が整った日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、関係町の協議が整った日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、関係町の協議が整った日から施行する。

別表（第 13 条関係）

関係町	相談または通報窓口	連絡先
大泉町	都市建設部 都市整備課 都市開発係	電話 0276-63-3111 FAX 0276-63-3921 E-mail tosiseibi@town.oizumi.gunma.jp
千代田町	企画財政課 企画調整係	電話 0276-86-2111 FAX 0276-86-4591 E-mail kikaku@town.chiyoda.gunma.jp